

家畜市場密集防止対策支援事業補助金交付等要綱

制 定 令和3年3月26日付け2生畜第1906号

農 林 水 産 事 務 次 官 依 命 通 知

(通則)

第1 家畜市場密集防止対策支援事業（以下「補助事業」という。）の交付の申請、決定等に関する事項その他予算の執行に当たって必要な事項については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成18年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件（平成18年6月20日農林水産省告示第881号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(事業の趣旨)

第2 本事業は、家畜の流通に必要不可欠な家畜市場において、人の密集を防止するための機器・設備の導入に要する経費の一部を国が補助することにより、円滑な家畜市場の運営を確保することを目的とする。

(定義)

第3 この要綱において「家畜市場」とは、家畜取引法（昭和31年法律第123号）第2条第3項に規定する家畜市場をいう。

(補助事業の内容)

第4 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、補助事業の実施に必要な経費のうち、補助金の交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において、補助事業者に対して補助金を交付する。

2 補助事業の区分並びにその区分ごとの事業内容、補助対象経費、補助事業者、補助率、実施要件及び実施期間は、別表に定めるところによる。

(流用の禁止)

第5 別表の事業内容及び補助対象経費の欄に掲げる1及び2に係る経費の相互間又は1の(1)から(3)までに係る経費の相互間について、流用をしてはならない。

(事業計画の事前承認)

第6 本要綱に基づき、補助事業を実施しようとする者は、当該補助金の交付申請を行う前に、農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）が別に定める事業実施計画書を作成し、地方農政局長等（補助事業を実施しようとする家畜市場が北海道に所在する場合にあっては北海道農政事務所長、沖縄県に所在する場合にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県に所在する場合にあっては所在する都府県を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出し、その承認を受けるものとする。また、事業実施計画を変更する場合（国庫補助金の増額を伴う場合に限る。）も同様とする。

(交付申請手続)

第7 第6の承認を受けた補助事業者が当該補助金の交付を受けようとする場合は、別記様式第1号による交付申請書を作成し、地方農政局長等に提出しなければならない。

2 前項の規定による交付の申請に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することのできる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、提出時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

第8 交付規則第2条に基づき大臣が定める適正化法第5条の申請の時期は、地方農政局長等が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

第9 地方農政局長等は、第7第1項の規定による交付の申請があった場合は、審査の上で補助金を交付すべきものと認めるものについて、速やかに交付決定を行い、補助事業者に対しその旨を通知するものとする。

2 第7第1項の規定による交付の申請を受けてから当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1ヶ月間とする。

(事業の着手)

第10 補助事業者は、第9第1項の規定による交付決定の通知を受けた後に補助事業に着手するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情により、第9第1項の規定による交付決定の通知を受ける前に事業を実施する必要がある場合は、補助事業者がその理由を明記した別記様式第2号による交付決定前着手届を地方農政局長等に提出した上で行う取組は、当該取組の後に第9第1項の規定による通知を受けた範囲におい

て、補助の対象とすることができる。

- 3 前項の規定により第9第1項の規定による交付決定の通知を受ける前に事業を実施する補助事業者は、交付決定の通知を受けるまでに実施する事業に関して、理由を問わず交付決定を受けられなかった場合は自らの負担となること及び不可抗力を含むあらゆる事由によって生じた損失は自らの責任とすることを了知の上で実施するものとする。

(申請の取下げ)

- 第11 補助事業者は、第7第1項の規定による交付の申請を取り下げようとするときは、第9第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を地方農政局長等に提出しなければならない。

(契約等)

- 第12 補助事業者は、補助事業の一部を委託する場合は、委託する内容に関する契約を締結し、遅滞なく地方農政局長等に届け出なければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業の遂行のために売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- 3 補助事業者は、前項の契約に係る入札又は見積合わせ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第3号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者を入札等に参加させてはならないこととする。

(債権譲渡等の禁止)

- 第13 補助事業者は、第9第1項の規定による交付決定の通知を受けて生ずる権利及び義務の全部又は一部を、地方農政局長等の承認を得ずに、第三者に譲渡し、若しくは承継させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

- 第14 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する変更等（別表の軽微な変更の欄に掲げるものは除く。）をしようとするときは、別記様式第4号による変更等承認申請書を地方農政局長等に提出し、その承認を受けなければならない。
 - (1) 補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき（補助金額の増額を伴う変更を含む）。
 - (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
 - (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 地方農政局長等は、前項の承認をする場合は、交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第 15 交付規則第 3 条第 1 号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、別表の軽微な変更の欄に掲げるものとする。

(事業遅延の届出)

第 16 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及び補助事業の実施状況を記載した遅延届出書（補助事業者が補助事業に関して繰越しを必要とする場合は、繰越承認申請書も含む。）を地方農政局長等に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第 17 補助事業者は、第 9 第 1 項の規定による交付の決定のあった年度から事業が終了する年度まで、第 2 四半期及び第 3 四半期の末日現在における遂行の状況について、別記様式第 5 号により事業遂行状況報告書を作成し、各四半期の最終月の翌月末日までに地方農政局長等に提出して報告しなければならない。ただし、第 18 の規定による概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

2 前項による報告のほか、地方農政局長等は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(概算払)

第 18 補助事業者は、当該補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第 6 号により概算払請求書を作成し、地方農政局長等及び官署支出官（北海道農政事務所又は北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあつては総務管理官、東北・関東・九州農政局又は内閣府沖縄総合事務局にあつては総務部長をいう。）に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 58 条ただし書に基づく、財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

(実績報告)

第 19 交付規則第 6 条第 1 項の別に定める様式による実績報告書は、別記様式第 7 号のとおりとし、補助事業者は、補助事業を完了し、又は第 14 条 1 項による廃止の承認を受けたときには、その日から 1 箇月を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに、別記様式第 7 号による実績報告書を作成し、地方農政局長等に提出して報告しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業の実施中に国の会計年度が終了したときは、翌年度の 4 月 30 日までに、前年度の事業の実績について、別記様式第 7 号による実績報告書を作成し、地方農政局長等に提出しなければならない。

3 第7第2項ただし書の規定により消費税仕入控除税額を減額せずに交付の申請をした補助事業者であって、第1項の実績報告書を提出する時点で当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである者は、これを補助金の額から減額して報告しなければならない。

4 第7第2項ただし書の規定により消費税仕入控除税額を減額せずに交付の申請をした補助事業者であって、第1項の実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した者は、当該金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第8号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等による返還命令に基づきこれを返還しなければならない。

また、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない者も、補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により地方農政局長等に報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第20 地方農政局長等は、第19第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 地方農政局長等は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した時点で、既にその額を超える補助金を交付しているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 補助事業者は、前項の返還を命じられた日から20日以内に補助金を返還するものとし、期限内に返還ができない場合は、未納の金額につきその未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納めるものとする。

（額の再確定）

第21 補助事業者は、第20第1項の規定による額の確定通知を受けた後、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったことにより補助事業に要した経費を減額する事情が生じた場合は、地方農政局長等に対し、改めて第19第1項の規定による報告を行うものとする。

2 地方農政局長等は、前項に基づき報告を受けた場合は、改めて、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等を実施し、当該実績報告書等に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

（交付決定の取消又は変更）

第22 地方農政局長等は、第14第1項第3号の規定による補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる事項が明らかになった場合には、第9第1項の規定による交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができ

る。

- (1) 補助事業者が、補助事業の実施に当たって法令若しくは本要綱の規定又はそれらに基づく処分若しくは指示に違反したこと。
 - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用したこと。
 - (3) 補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延その他不適当な行為をしたこと。
 - (4) 交付の決定後に生じた事情により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったこと。
- 2 地方農政局長等は、前項の規定により交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、当該補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 地方農政局長等は、第1項第1号から第3号までの規定により交付の決定を取り消した場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じ、当該補助金の額につき年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の規定による加算金の納付に係る延滞金の納付については、第20第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

- 第23 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助事業の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 地方農政局長等は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれる場合には、その収入の全部又は一部を国に納付することを命ずることができる。

(財産の処分の制限)

- 第24 取得財産等のうち、適正化法施行令第13条第4号に基づき大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。
- 2 補助事業者は、交付規則第5条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）中に、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けなければならない。
- 3 前項の承認に当たって、地方農政局長等は、取得財産等の残存価値相当額又は補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、若しくはあると見込まれる場合におけるその収入の全部又は一部を国に納付することを命じることができる。

(補助金の経理)

第 25 補助事業者は、補助事業について、他の経理と区分して収入及び支出を記載する帳簿を備え、補助金の用途を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の収入及び支出の内容の証拠書類又は証拠物を整備して、前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

3 補助事業者は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、別記様式第9号の財産管理台帳その他の関係書類を整備保管しなければならない。

(電磁的記録の活用)

第 26 第 25 の規定に基づき作成、整備及び保管する書類は、電磁的記録により作成、整備及び保管することができる。

(委任)

第 27 以上のほか、補助事業の実施に必要な事項については、別に生産局長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表

区分	事業内容	補助対象経費	補助事業者	補助率	実施要件	実施期間	軽微な変更	
							経費の配分の変更	事業内容の変更
国産農産物生産基盤強化等対策事業費補助金(家畜市場密集防止対策支援事業)	<p>以下に掲げる事業を行うための経費を補助するものとする。</p> <p>1 一般型 円滑な家畜市場の運営を確保するため、家畜市場における人の密集状態を回避し、業務の停滞防止を図る事業</p> <p>(1)家畜の監視又は脱走防止のための機器・設備 外周柵、つなぎ柵、牛房柵、可動扉、監視装置(監視カメラ、モニター等)及びこれらに附帯する機器・設備の設置並びにこれらの設置に必要であって、かつ、当該設置と一体的に行われる施設等の改修</p> <p>(2)家畜を人手に頼らずに引き出すための自動誘導レール 自動誘導レール及びこれに附帯する機器・設備の設置並びにこれらの設置に必要であって、かつ、当該設置と一体的に行われる施設等の改修</p> <p>(3)売場以外の場所からせりに参加するための機器・設備 せりシステム関連機器(システム、操作端末、応札器、モニター等)及びこれらに附帯する機器・設備の設置並びにこれらの設置に必要であって、かつ、当該設置と一体的に行われる施設等の改修</p> <p>2 モデル構築型 円滑な家畜市場の運営を確保するため、1の(1)から(3)までにより家畜市場における人の密集状態を回避し、業務の停滞防止を図る事業</p>	<p>1 一般型 (1)家畜の監視又は脱走防止のための機器・設備 外周柵、つなぎ柵、牛房柵、可動扉、監視装置(監視カメラ、モニター等)及びこれらに附帯する機器・設備の設置並びにこれらの設置に必要であって、かつ、当該設置と一体的に行われる施設等の改修</p> <p>(2)家畜を人手に頼らずに引き出すための自動誘導レール 自動誘導レール及びこれに附帯する機器・設備の設置並びにこれらの設置に必要であって、かつ、当該設置と一体的に行われる施設等の改修</p> <p>(3)売場以外の場所からせりに参加するための機器・設備 せりシステム関連機器(システム、操作端末、応札器、モニター等)及びこれらに附帯する機器・設備の設置並びにこれらの設置に必要であって、かつ、当該設置と一体的に行われる施設等の改修</p> <p>2 モデル構築型 1の(1)から(3)までの経費</p>	<p>次に掲げる者のうち、生産局長が別に定める公募要領に基づき選定された者とする。</p> <p>(1)農業協同組合 (2)農業協同組合連合会 (3)公社(地方公共団体が出資している法人をいう。) (4)事業協同組合 (5)事業協同組合連合会 (6)民間事業者 (7)公益社団法人 (8)公益財団法人 (9)一般社団法人 (10)一般財団法人 (11)生産者が組織する団体及び当該団体が組織する団体 (12)協議会</p>	<p>1(1)定額 (10,000千円以内)</p> <p>(2)定額 (10,000千円以内)</p> <p>(3)定額 (10,000千円以内)</p> <p>2 定額 (30,000千円以内)</p>	<p>以下の要件を全て満たすこと。</p> <p>(1)事業を実施する家畜市場の移転、廃止又は休止の計画がないこと。</p> <p>(2)事業実施後において、現状と同じ又は現状を超える取引頭数が見込まれること。</p> <p>(3)導入する機器・設備による効果が、生産局長が別に定める成果目標の達成に直結するものであること。</p> <p>(4)その他生産局長が別に定める要件を満たしていること。</p>	1年間	—	<p>1 補助対象経費の額の30%以内の増減</p> <p>2 国庫補助金の30%以内の減</p> <p>3 補助事業者の変更以外の変更</p> <p>4 事業の追加以外の変更</p>

別記様式第1号(第7関係)

○第○○号
○○年○月○日

○年度国産農産物生産基盤強化等対策事業費補助金(家畜市場密集防止対策支援事業)補助金交付申請書

1. 申請者	
・氏名又は名称	
・代表者 <small>(法人・団体の場合)</small>	
・住所又は主たる事務所	
・法人番号	
2. 申請先	
申請者の主たる事務所の所在地を管轄する農政局長等	
3. 申請する補助金	
補助金の名称	○年度国産農産物生産基盤強化等対策事業費補助金(家畜市場密集防止対策支援事業)

以上の補助金について家畜市場密集防止対策支援事業補助金交付等要綱第7に基づき以下のとおり交付を申請します。

3. 申請内容						
事業の目的						
事業の内容	添付書類のとおり					
区分	経費	事業費(円)	国庫補助金(円)	その他(円)	消費税区分	備考
1. 一般型						
(1)家畜の監視又は脱走防止のための機器・設備による人の密集状態の回避	左欄に必要な経費					
(2)家畜を人手に頼らずに引き出すための自動誘導レールによる人の密集状態の回避	同上					
(3)売場以外の場所からせりに参加するための機器・設備による人の密集状態の回避	同上					
2. モデル構築型						
1の(1)から(3)までによる人の密集状態の回避	同上					
合計		0	0	0		
事業完了予定年月日						

4. 添付書類	
書類名	提出方法
事業実施計画書	
申請者の営む主な事業が分かる書類(定款等)	
申請者の財務状況が分かる書類(財務諸表等)	
消費税区分欄の選択事項を選択した理由が分かる書類	

別記様式第2号(第10関係)

○第○○号

○○年○月○日

交付決定前着手届

・届出先	
・氏名又は名称	
・代表者 <small>(法人・団体の場合)</small>	
・住所又は主たる事務所	
・法人番号	

○年○月○日付○第○○号により交付を申請した○年度国産農産物生産基盤強化等対策事業費補助金(家畜市場密集防止対策支援事業)について、

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変を含むあらゆる事由によって事業に損失を生じた場合であっても、当該損失は補助事業者が負担する
- 2 交付決定を受けた補助金の額が、交付申請額又は交付申請予定額に満たない場合、そのことをもって異議を申し立てない
- 3 着手した後は、交付決定を受けるまでは事業実施計画の変更を行わないことを条件に、交付決定を受ける前に事業に着手したいので、届け出ます。

・事業の区分	○年度家畜市場密集防止対策支援事業
・事業費(円)	
・着手予定年月日	
・完了予定年月日	
・交付決定前に事業に着手する理由	

別記様式第3号(第12関係)

○第○○号
○○年○月○日

契約に係る指名停止等に関する申立書

・申立先	
・氏名又は名称	
・代表者 <small>(法人・団体の場合)</small>	
・住所又は主たる事務所	
・法人番号	
・申立の内容	<p>当社は、貴殿発注の【工事請負／物品・役務】契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域において、現在、農林水産省の機関から【工事請負／物品・役務】契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。</p> <p>また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。</p>

別記様式第4号(第14関係)

○第○○号
○○年○月○日

○年度国産農産物生産基盤強化等対策事業費補助金(家畜市場密集防止対策支援事業)【変更/中止/廃止】承認申請書

・申請先	
・氏名又は名称	
・代表者 <small>(法人・団体の場合)</small>	
・住所又は主たる事務所	
・法人番号	

○年○月○日付け○○第○○号をもって交付決定された○年度国産農産物生産基盤強化等対策事業費補助金(家畜市場密集防止対策支援事業)について、以下のとおり【変更/中止/廃止】したいので申請します。

1. 申請内容						
【変更/中止/廃止】の理由						
事業の内容	添付書類のとおり					
区分	経費	事業費(円)	国庫補助金(円)	その他(円)	消費税区分	備考
1. 一般型						
(1)家畜の監視又は脱走防止のための機器・設備による人の密集状態の回避	左欄に必要な経費					
(2)家畜を人手に頼らずに引き出すための自動誘導レールによる人の密集状態の回避	同上					
(3)売場以外の場所からせりに参加するための機器・設備による人の密集状態の回避	同上					
2. モデル構築型						
1の(1)から(3)までによる人の密集状態の回避	同上					
合計		0	0	0		
事業完了予定年月日						

2. 添付書類	
書類名	提出方法
事業実施計画書	
交付申請書又は【変更/中止/廃止】承認申請書に添付した書類のうち変更があったもの	

別記様式第5号(第17関係)

○第○○号
○○年○月○日

○年度国産農産物生産基盤強化等対策事業費補助金
(家畜市場密集防止対策支援事業)事業遂行状況報告書

・報告先	
・氏名又は名称	
・代表者 <small>(法人・団体の場合)</small>	
・住所又は主たる事務所	
・法人番号	

○年○月○日付け○○第○○号をもって交付決定された○年度国産農産物生産基盤強化等対策事業費補助金(家畜市場密集防止対策支援事業)について、以下のとおり遂行状況を報告します。

区分	総事業費 (円)	事業の遂行状況				備考
		○年○月○日までに完了したもの		○年○月○日以降に実施するもの		
		事業費 (円)	出来高比率 (%)	事業費 (円)	事業完了 予定年月日	
1. 一般型						
(1)家畜の監視又は脱走防止のための機器・設備による人の密集状態の回避						
(2)家畜を人手に頼らずに引き出すための自動誘導レールによる人の密集状態の回避						
(3)売場以外の場所からせりに参加するための機器・設備による人の密集状態の回避						
2. モデル構築型						
1の(1)から(3)までによる人の密集状態の回避						

別記様式第6号(第18関係)

○第○○号
○○年○月○日

○年度国産農産物生産基盤強化等対策事業費補助金
(家畜市場密集防止対策支援事業)概算払請求書

・請求先	
・請求先(官署支出官)	
・氏名又は名称	
・代表者 <small>(法人・団体の場合)</small>	
・住所又は主たる事務所	
・法人番号	
・振込先金融機関・口座番号	○○銀行 ○○支店 普通○○
・振込先口座名義	

○年○月○日付け○第○○号をもって交付決定された○年度国産農産物生産基盤強化等対策事業費補助金(家畜市場密集防止対策支援事業)について、以下のとおり金○○円を概算払いによって交付されたく請求します。

また、併せて、○年○月○日現在における遂行状況を下記のとおり報告します。

区分	総事業費 (円)	国庫補助金 (A) (円)	既受領額(B)		遂行状況 ○月○日現在の 出来高(%)	今回請求額(C)		残額(A)-((B)+(C))		事業完了予定 年月日	備考
			金額 (円)	出来高 (%)		金額 (円)	○月○日現在の 予定出来高 (%)	金額 (円)	○月○日現在の 予定出来高 (%)		
1. 一般型											
(1)家畜の監視又は脱走防止のための機器・設備による人の密集状態の回避											
(2)家畜を人手に頼らずに引き出すための自動誘導レールによる人の密集状態の回避											
(3)売場以外の場所からせりに参加するための機器・設備による人の密集状態の回避											
2. モデル構築型											
1の(1)から(3)までによる人の密集状態の回避											
合計	0	0	0			0		0			

別記様式第7号(第19関係)

○第○○号
○年○月○日

○年度国産農産物生産基盤強化等対策事業費補助金
(家畜市場密集防止対策支援事業)実績報告書

・報告先	
・氏名又は名称	
・代表者(法人・団体の場合)	
・住所又は主たる事務所	
・法人番号	
・振込先金融機関・口座番号	○○銀行 ○○支店 普通○○
・振込先口座名義	

○年○月○日付け○○第○○号をもって交付決定された○年度国産農産物生産基盤強化等対策事業費補助金(家畜市場密集防止対策支援事業)について、以下のとおり実績を報告します。
(また、併せて精算額として金○○円の交付を請求します。)

1. 実績報告					
事業の内容及び実績	添付書類のとおり				
経費の配分					
区分		事業費(A+B) (円)	負担区分		備考
			国庫補助金(A) (円)	その他(B) (円)	
1. 一般型					
(1)家畜の監視又は脱走防止のための機器・設備による人の密集状態の回避					
(2)家畜を人手に頼らずに引き出すための自動誘導レールによる人の密集状態の回避					
(3)売場以外の場所からせりに参加するための機器・設備による人の密集状態の回避					
2. モデル構築型					
1の(1)から(3)までによる人の密集状態の回避					
合計		0	0	0	
事業完了年月日					
収入					
区分	精算額(円)	予算額(円)	比較増減		備考
			増(円)	減(円)	
国庫補助金					
その他					
合計	0	0	0	0	
支出					
区分	精算額(円)	予算額(円)	比較増減		備考
			増(円)	減(円)	
1. 一般型					
(1)家畜の監視又は脱走防止のための機器・設備による人の密集状態の回避					
(2)家畜を人手に頼らずに引き出すための自動誘導レールによる人の密集状態の回避					
(3)売場以外の場所からせりに参加するための機器・設備による人の密集状態の回避					
2. モデル構築型					
1の(1)から(3)までによる人の密集状態の回避					
合計	0	0	0	0	
2. 添付書類					
書類名	提出方法				
事業実績報告書					
経費の支払内容が確認できる書類					
交付申請書又は【変更/中止/廃止】承認申請書に添付した書類のうち変更があったもの					

別記様式第8号(第19関係)

○第○○号
○○年○月○日

○年度国産農産物生産基盤強化等対策事業費補助金
(家畜市場密集防止対策支援事業)の消費税仕入控除税額報告書

・申請先	
・氏名又は名称	
・代表者 <small>(法人・団体の場合)</small>	
・住所又は主たる事務所	
・法人番号	

○○年○月○日付け○○第○○号をもって交付決定された○年度国産農産物生産基盤強化等対策事業費補助金
(家畜市場密集防止対策支援事業)について、以下のとおり報告します。

1. 報告	
実績報告額(円)	
実績報告時に減額した 消費税仕入控除税額(円)	
消費税及び地方消費税の申告によ り確定した消費税仕入控除税額 (円)	
補助金返還相当額(円)	
消費税仕入控除税額が【明らかに ならない/ない】理由	

2. 添付書類		
書類名	提出方法	
報告内容を確認できる書類		

財産管理台帳

事業実施地区																	
事業実施年度																	
事業名																	
区分	事業の内容					工期		経費の配分					処分制限期間		処分の状況		摘要
	事業種目	補助事業者	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日	総事業費 (円)	負担区分				耐用年数 (年)	処分制限 年月日	承認年月日	処分の 内容	
									国庫補助 (円)	都道府県 (円)	市町村 (円)	その他 (円)					
家畜市場密 集防止対策 支援事業																	
	合計						0	0	0	0	0						